

— 目 次 —

第Ⅰ部 雇用の維持を効果的に進めるために	2
1 なぜ雇用の維持が必要か.....	2
2 事業所の実情に合った雇用維持の方策は.....	2
3 雇用調整助成金とは.....	4
第Ⅱ部 助成金を受給するためには	5
1 支給対象となる事業主.....	5
2 支給対象となる休業等（休業および教育訓練）・出向.....	6
3 受給できる額	10
4 受給するために必要な要件	12
5 受給のための手続	15
第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例	19

このガイドブックの利用に当たって

- このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は特にことわりのない限り平成25年6月1日現在のものです。今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でお知らせします。
また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）または都道府県労働局にお問い合わせください。